

議案第56号

世田谷区立中学校における火災に係る和解  
上記の議案を提出する。

令和8年6月10日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、本案を提出する。

## 世田谷区立中学校における火災に係る和解

世田谷区立中学校で発生した火災により世田谷区に損害が生じた件については、別紙和解条項により和解に応ずる。

### 1 和解当事者

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

発注者（甲） 世田谷区

大阪府大阪市北区与力町7番5号

受注者（乙） 福西電機株式会社

### 2 事件の概要

世田谷区は、福西電機株式会社（以下この項において「受注者」という。）と令和2年5月20日付で、大容量ポータブル蓄電池の物品購入契約を締結し、当該契約による大容量ポータブル蓄電池は世田谷区の指定避難所等に納品された。

その納入先の1つである世田谷区立烏山中学校において、令和7年11月6日に火災（以下「本件火災」という。）が発生した。成城消防署から、出火元は、充電中であった指定避難所用備蓄物品である大容量ポータブル蓄電池であるとの見解が示された。

本件火災により、建物部分焼等（世田谷区立烏山中学校の1階主事室及び主事室内倉庫）の被害が世田谷区に生じた。損害額は、焼損した大容量ポータブル蓄電池を除き、再取得価額（新価）を基礎として8,160,118円に及んだ。

受注者に対しては、出火の原因について説明を求めるとともに、世田谷区の損害の取扱いについて、複数回協議を行ってきた。このたび、世田谷区と受注者との間で、別紙和解条項の内容により、和解が成立する見込みとなった。

別紙

和 解 条 項

- 1 乙は、甲に対し、本件火災の損害賠償金として金8,160,118円を支払う義務があることを認める。
- 2 乙は、本示談成立後30日以内に、前記損害賠償金を甲の指定する方法により支払う。
- 3 乙は、甲に対し、焼損した大容量ポータブル蓄電池と同等以上の性能を有する製品1台の引渡義務があることを認める。  
当該製品の納品要領等については、甲乙協議のうえ別に定める。
- 4 甲乙間には、本件火災について、本示談書に記載された事項のほか、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。